

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)	
地域名 (地域内農業集落名)	和田地区 (和田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月31日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

中山間地に位置している地区で、集落の規模も小さく、あまりまとまった農地もない地域である。集落内にある農地の一部については中山間直接支払交付金等を活用しているが、すべての農地集落より離れた農地については既に手をつけることも出来ず、林地と化している。地区の農家も高齢になってきており、中山間直接支払交付金グループも大半が7歳以上と高齢の中、地域全体で農地の管理を続けている。荒廃農地を増やさないように努力を続けているが、機械が入りづらい農地も多く、今後の管理については大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

	0
--	---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
現状では中山間支払グループが管理を行っているが、今後さらに離農が進む場合は中間管理機構を通じて担い手への集積・集約を進める。前述の通り、地区内に矮小な農地が点在しており、そのすべてを管理するのは困難である。そのため、比較的固まっている農地を維持、管理を行う。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
地区としても農地の管理が難しく、新たに担い手となれる者が地区内にいないため、中間管理機構を活用し、集積・集約を検討する。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
整備されていない農地も多く、特に問題となるのは農地へ侵入するための農地である。機械を入れづらい道幅であることから、整備事業を活用することで機械を導入できるように整え、耕作を行っていく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				